

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ
有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇
ニ依ル

奏任文官特別任用令中改正

ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ

付セラレムコトヲ請フ

昭和十二年七月二日

内閣總理大臣公爵近衛文麿



勅令第

號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「文部理事官」ノ次ニ「敎學局理事官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逸信省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ

付セラレムコトヲ請フ

昭和十二年七月二日

内閣總理大臣爵近衛文麿

